

【令和7年8月豪雨】住まいの再建支援事業に係るQ & A

【共通事項】

（問1）支援策の対象世帯は、住民票上の世帯か、罹災証明書上の世帯か。

（答）罹災証明書上の世帯を基準とします。

（問2）元々一つの世帯だったものが、2か所に再建した場合、それぞれ対象となるのか。

（答）罹災世帯で1回のみ助成します。

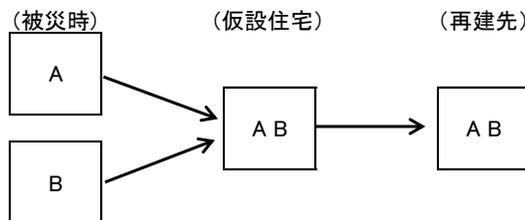
被災時1つの世帯であったが、再建時、2つの世帯に分かれる場合には、どちらか1つの世帯に助成を行いますので、助成金はどちらの世帯で申請するかどうか世帯間でお話し合いいただきますようお願いいたします。

（問3）2つの被災世帯が1つの応急仮設住宅に同居した場合、支援策はそれぞれの世帯で対象となるのか。

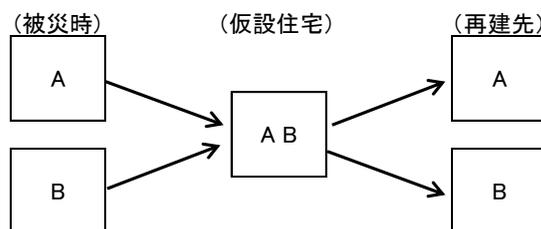
（答）2つの被災世帯が1つの応急仮設住宅に同居し、その後同一の住宅に再建する場合は、2つの被災世帯を1世帯とみなし、1回のみ助成します。

ただし、別々の住宅に再建する場合は、それぞれの世帯に助成します。

〔同一の住宅に再建→1世帯分のみ助成〕



〔別々の住宅に再建→2世帯分助成〕



（問4）申請するタイミングはいつか。

（答）再建先となる住居に転居が完了した後に申請していただきます。
 応急仮設住宅入居者が退去したことを併せて確認します。

（問5）申請者は被災者に限るのか。

（答）申請者は、被災者（罹災証明書に記載がある世帯員）に限ります。

(問6) 支援金の振込み先は、申請者に限られるのか。

(答) 支援金の振込み先は、原則、申請者に限ります。

ただし、自宅再建利子助成事業について、申請者の2親等以内の親族が融資を受けた場合、申請者からの委任状により、融資を受けた者(申請者の2親等以内の親族)に振り込むことができます。

(問7) 申請手続きは、被災時の市町村、それとも現在居住している市町村、いずれの市町村で行うのか。

(答) 被災時にお住まいだった市町村で手続きを行ってください。

(問8) 既に再建先(恒久的住まい)となる住居に転居している場合、対象となるか。

(答) 原則として、住宅を再建し、その住宅に入居した日から6月以内に申請いただく必要があります。

ただし、各助成金の補助金交付要項施行日以前に再建した場合には、原則として、要項施行日から6月以内に申請していただければ対象とします。

(問9) 再建先が県外となる場合、対象となるか。

(答) 対象となりません。県内での再建が対象となります。

(問10) 被災者生活再建支援金をもらっていても対象となるか。

(答) 対象となります。

(問11) 5つの支援策があるが、併給は可能か。

(答) 自宅再建のための各種利子助成、民間賃貸住宅入居助成及び公営住宅入居助成の併給はありません。

転居費用助成のみ、他の支援策との併給は可能です。

なお、転居費用助成を受ける場合は、他の支援策とセットで申請いただきますようお願いいたします。

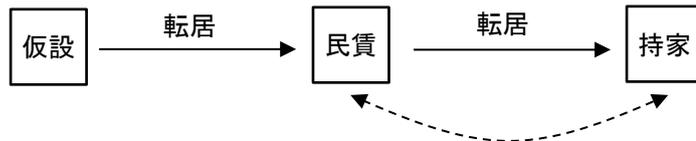
(例)

- ・ 自宅を再建した場合、融資を受け、転居を伴えば、自宅再建利子助成もしくはリバースモーゲージ利子助成と、転居費用助成が受けられます。融資を受けていなければ、転居費用助成のみ受けられます。
- ・ 民間賃貸住宅に入居した場合、転居を伴えば、民間賃貸住宅入居助成と転居費用助成が受けられます。現在、賃貸型応急住宅に入居しており、3者契約を2者契約に切替え、新たに契約を締結した場合は、転居は伴わないため、転居費用を受けられません。
- ・ 公営住宅に入居した場合、公営住宅入居助成と転居費用助成が受けられます。ただし、転居は伴わない場合は転居費用助成を受けられません。

(問 12) 一時的に民間賃貸住宅に入居し、その後、自宅再建を予定している場合、民間賃貸住宅入居助成事業を受給していても自宅再建利子助成事業を受給することは可能か。

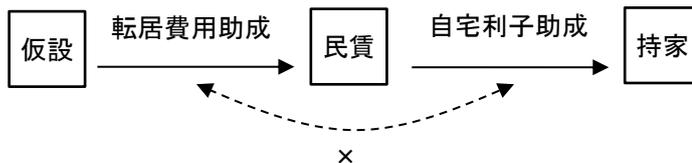
(答) 併給不可です。

再建を完了した後に助成する制度であり一時的な入居を支援する制度ではないため、被災者から相談・申請があった場合は、事業の趣旨を説明の上、最終的な再建となった時、もしくは、民間賃貸住宅に移った時のどちらで受けるかは申請者が判断のうえ申請するようお願いください。ただし、事業が先に終了する可能性もあります。説明される際には御留意ください。



民間賃貸住宅入居助成事業を受給していた場合、自宅再建利子助成の受給ができなくなる。

なお、本制度は住まいを再建した際の助成制度となりますので、1回のみの申請となります（転居費用助成を受ける場合は、他の支援策とセットでの申請となります。）。



再建を完了した際に申請する制度。
一時的な転居に助成する制度ではないため。

(問 13) 交付対象者で、応急仮設住宅入居者が供与期間を過ぎて入居している場合、対象となるのか。

(答) 対象となりません。

ただし、応急仮設住宅の供与期間が延長された方については、延長された期限までに退去し、再建先に転居いただければ対象となります。

(問 14) 解体を証明する書類の写しとは具体的にはどのような書類か。

(答) 以下の書類の写しを想定しています。

- ・ 市町村が発行する解体証明書
- ・ 建物の滅失登記簿謄本
- ・ 建設リサイクル法の規定に基づく届出書に担当課等受理印がある場合
- ・ 被災者生活再建支援金の支給決定通知（解体世帯）

なお、書面による証明を基本としますが、書面によることが難しい場合、当該宅地が更地になった写真などによって解体の事実が市町村において確認できれば書面による確認は不要です。

(問 15) 応急仮設住宅入居者でも解体証明書が必要か。

(答) 応急仮設住宅入居者は、解体証明書の提出は必要ありません(市町村において、入居時に解体するか、住み続けることが出来ないという確認を行って入居しているため)。

(問 16) 転居完了後の申請であるが、世帯のうち一部が応急仮設住宅に残る場合、申請は可能か。

(答) 一部が残る場合は申請できません。応急仮設住宅に入居していた世帯全員の転居が完了してから申請してください。

なお、申請期限については、応急仮設住宅に入居していた世帯員全員が退去し、再建先に入居した日から6か月以内とします。

入居者のうち、1人でも供与期間を過ぎて入居している場合(残置物も含む)場合は、対象になりません。

(例)

A、B、Cの3人の罹災世帯のうち、先にCが民間賃貸住宅で再建を行い、残りのA、Bは自宅を建設中であれば、A、Bが応急仮設住宅を退去し、再建先に入居した後に、申請を行うことが可能です。

なお、被災時1つの世帯であったが、再建時、2つの世帯に分かれるケースであるため、どちらか一方に助成を行うこととなります(問2参照)。

また、申請期限については、A、Bが退去し、再建先に入居した日から6か月以内とします(先に再建したCが申請する場合でも、申請期限はA、Bが再建先に入居した日から6か月以内とします)。

(問 17) 今回の災害で目的外使用許可により公営住宅の供与を受けている者の取り扱いはどうなるか。

(答) 各市町村において、目的外使用許可による公営住宅の供与を応急仮設住宅の入居要件に準じて取り扱っている場合は、応急仮設住宅に入居しているとみなし、住まいの再建支援策の対象とします。

(問 18) 敷地被害で解体した者も被災者生活再建支援金の対象となるが、住まい再建支援策も受給対象となるのか。

(答) 敷地解体世帯として被災者生活再建支援金(以下「支援金」という。)を受給していれば対象とします。

「敷地被害解体世帯」は「半壊解体世帯」と同様に支援金の対象とすること、また実際居住する住宅がない状態になった者であることから対象とします。

市町村においては受付時、敷地解体世帯として支援金を受給していることを確認したうえで申請を受け付けるように留意してください(支援金の申請時点では不可。必ず支援金の受給の確認がとれているものに限ります)。

※県事業(リバースモーゲージ利子助成事業、自宅再建利子助成事業)で県に書類を送付する場合には、被災者生活再建支援金申請時の申請書類写しの一式、都道府県センターからの交付決定通知の写しを添付してください。

(問 19) 土砂災害特別警戒区域内の土砂災害危険住宅移転促進事業との併給は可能か。

(答) 「土砂災害特別警戒区域内の土砂災害危険住宅移転促進事業（以下「砂防課事業」とする）」は、移転元の住宅除却費、移転経費、移転先の住宅建設費・購入費等を補助対象としています。

住まい再建支援策の「転居費用助成事業」や「民間賃貸住宅入居助成事業」とは、一部補助対象の重複がありますので、補助額の調整が必要です。一方、住まい再建支援策の「自宅再建利子助成」「リバースモーゲージ利子助成」「公営住宅入居助成」とは補助対象の重複はありませんので、補助額の調整は不要とします。

また、対象者については、土砂災害特別警戒区域内に指定前から居住する者を対象としています。

県砂防課との調整の結果、砂防課事業と住まいの再建支援事業を併用して申請する申請者については、申請者及び市町村において、砂防課事業を交付申請する際に、補助対象が重複する分を差し引いて交付申請額を算定することとしました【別添資料参照「土砂災害危険住宅移転促進事業と住まいの再建支援事業の併用について（砂防課）」】ので、砂防課事業と住まいの再建支援事業を併用して申請する予定の申請者の交付申請につきましては、両事業の担当部局間で申請状況の情報共有を図っていただくと共に、砂防課事業の申請額の算出につきましては、御留意いただきますようお願いいたします。

※ 砂防課事業が先行した場合は重複する可能性があるため、両事業の担当課で情報共有を図りながら実施していただきますようお願いいたします。

支援策	砂防課事業との調整の要否
自宅再建利子助成	× (不要)
リバースモーゲージ利子助成	× (不要)
民間賃貸住宅入居助成	○ (必要)
転居費用助成	○ (必要)
公営住宅入居助成	× (不要)

砂防課事業担当課と情報を共有してください。

(問 20) がけ地近接等危険住宅移転事業との併給は可能か。

(答) 「がけ地近接等危険住宅移転事業」は「被災住居からの転居費用」や「住宅の建設又は購入をするために金融機関等から資金を借り入れた場合の利子」補助対象としているため、住まい再建支援策の転居費用助成事業や各種利子助成事業と同様の経費を補助対象経費としています。

そのため、仮住居から再建先住居への転居費用(下図B)ががけ地近接等危険住宅移転事業で申請なされていた場合は転居費用助成事業の併給は不可とします。がけ地近接等危険住宅移転事業担当課と連携のうえ重複確認をしてください(がけ地近接等危険住宅移転事業は住まい再建支援策に先行して契約前に申請されます)。

なお、自宅再建利子助成事業については県で重複チェックを行います。



(問 21) 令和7年8月豪雨以前から住宅を建設する契約を締結し、豪雨以後に完成してそのまま入居した場合、利子助成事業の対象となるか。

(答) 令和7年8月豪雨を契機とした自宅の建設ではないため、本事業の対象となりません。その他支援策も同様です。

(問 22) 被災者生活再建支援法に基づく長期避難世帯は対象となるか。

(答) 被災者生活再建支援法に基づく長期避難世帯として認定されている間に被災時と別の住所で再建する場合は申請可能とします。

長期避難世帯の認定が解除された場合には、罹災区分に応じて対応することとなり、半壊(未解体)、一部損壊、無被害は対象となりません。

これは、応急仮設住宅入居者も同様とします。

ただし、転居費用助成事業については長期避難世帯の認定が解除された後も対象とします。

罹災区分	利子助成(県事業) 民間賃貸 公営住宅	転居費用
長期避難世帯かつ 全壊・大規模半壊 半壊(解体)	○	○
長期避難世帯かつ 半壊(未解体) 一部損壊・無被害	長期避難世帯 認定中: ○ 解除後: × (※)	○

※ 長期避難世帯認定中に住まいを再建するため、契約書などを取り交わしていた場合には、長期避難世帯解除後も申請可能とします。

(問 23) 被災者生活再建支援法に基づく長期避難世帯に該当しないが、「二次災害等により住宅が被害を受ける恐れがある、ライフライン（水道、電気、ガス、道路等）が途絶している、地すべり等により避難指示等を受けているなど、長期にわたり自らの住居に居住できないと市町村長が認める者」を理由として応急仮設住宅に入居した場合は対象となるか。

(答) 居住できないと判断され、生活の拠点が移っていると考えられることから、転居費助成の対象とします。ただし、ライフライン等が復旧次第戻る自宅があり、戻ることを前提に入居している世帯ですので、応急仮設住宅の入居を理由としたその他支援策の活用は対象外とします。(罹災区分に応じた支援策の活用は可能です。)

※ 災害救助法上の応急仮設住宅入居のための避難世帯は、持家の被害が少なく、復旧後は自らの住居に戻ることができるので、罹災区分の要件を満たさなければ転居費用助成事業以外の支援策は対象外としています。(豪雨によって修理等が必要な被害が生じているならば、その被害の程度に応じた罹災証明書が交付され事業対象となるはずです。)

ただし、被災者生活再建支援法に基づく長期避難世帯は、避難指示、勧告、警戒区域の設定等が解除される見通しがつかず、世帯の生活及び住宅の実情等から新たな生活を開始する必要性が生じていると判断され認定されることから、認定期間中のみ、罹災区分の要件を満たさない場合も他の支援策の対象としています。(被災者生活再建支援法上も認定期間中は全壊世帯と同等の支援としています。)

(問 24) 応急修理期間中に応急仮設住宅に入居した半壊未解体世帯について、支援策の対象となるか。

(答) 支援策の対象とはなりません。

本来、応急仮設住宅の入居と応急修理制度は併用できないことになっています。応急仮設住宅に入居しない半壊未解体世帯は本支援策の対象としていないので、同様の取扱いとします。

【リバースモーゲージ利子助成事業】

(問1) リバースモーゲージ型の融資とはどのようなものか。

(答) 毎月の支払は利息のみで、借入金の元金は申込人全員が亡くなられたときに、住宅及び土地の売却等により一括して返済するものです。

リバースモーゲージ型の融資の詳細については、リバースモーゲージ型の融資商品を取り扱っている金融機関にお問い合わせいただくようお願いください。

※リバースモーゲージ利子助成事業はリバースモーゲージ型の融資を受けられた方が支払われる利息の一部を助成するものです。

(参考) リバースモーゲージ型の融資商品を取り扱っている金融機関例
住宅金融支援機構 熊本センター (TEL:096-241-6180)

(問2) 被災前の住居が自宅以外であった場合でも申請できるか。

(答) 被災前の居住形態は問いません。持家、賃貸住宅などでも交付対象者の要件に合致すれば申請可能です。

(問3) がけ地近接等危険住宅移転事業との併給は可能か。

(答) 併給できません。

がけ地近接等危険住宅移転事業は「危険住宅に代わる住宅の建設又は購入をするために要する資金を金融機関から借入れた場合において、当該借入金利子に相当する額の経費」を対象経費としていることから、併給は不可とします。

なお、重複チェックは県で行いますが、申請時、申請者ががけ地近接等危険住宅移転事業を申請していないことを確認ください。

(問4) 個人間の借入(親族間の借入等)や消費者金融からの借入は対象となるのか。

(答) 個人間の借入、消費者金融は不可です。

あくまで住宅再建のために金融機関(※)から借入れたものであり、金銭消費貸借契約書の資金用途欄に住宅を建設、購入、補修するために借入を行ったことを明記されたものに限りです。

※金融機関等

- 独立行政法人住宅金融支援機構
- 民間金融機関
- 各種共済組合、その他貸付事業を行う団体

(問5) 利子助成の利率はいつ時点の貸付利率を採用するのか。

(答) 独立行政法人住宅金融支援機構の「災害復興住宅融資」以外の借入の場合は、金銭消費貸借契約書に記載されている貸付利率と金銭消費貸借契約書締結日時点の独立行政法人住宅金融支援機構の「災害復興住宅融資」の融資金利(団体信用生命保険に加入しない場合に適用される金利)と比較して利率の低い方で計算します。

※ 実際の融資が変動金利の場合、第1回返済時の利率と比較します。

なお、独立行政法人住宅金融支援機構の「災害復興住宅融資」で借入を行っている場合は、以下の利率により計算します。

(団体信用生命保険に加入しない場合)

金銭消費貸借契約書に記載されている貸付利率

(団体信用生命保険に加入している場合)

金銭消費貸借契約書に記載されている貸付利率から、団体信用生命保険に加入しない場合の利率との差分を引いた利率

※ 独立行政法人住宅金融支援機構の「災害復興住宅融資」に限っては本事業のモデルケースとしているため、金銭消費貸借契約書に記載されている貸付利率を基礎として計算します。

(問6) 工事請負契約書や不動産売買契約書などの提出は求めないでよいのか。

(答) リバースモーゲージ型の融資の場合は必ず土地と建物に抵当権を設定し、抵当権設定契約を締結するため、再建先の所在地を把握することが可能であることから提出を求めています。

(問7) 具体的にどのように利子助成額を算定するのか。

(答) 以下の事例をご参照ください。

[事例1]

リバースモーゲージ型の融資を以下の条件で借入れた場合

融資額：1,500万円

融資金利：2.18%

金銭消費貸借契約日：令和8年1月1日

$1,500 \text{万円} \times 1.20\% (\text{※1}) \times 20 \text{年} = 3,600,000 \text{円}$ (上限100万円)

⇒100万円を一括助成

(※1) 令和8年1月の融資申込者に適用される独立行政法人住宅金融支援機構の「災害復興住宅融資」の融資金利(※2)です。

(※2) 団体信用生命保険に加入しない場合に適用される金利とします。なお、「災害復興住宅融資」の融資金利は、毎月見直しが行われます。

[事例 2]

リバースモーゲージ型の融資を以下の条件で借入れた場合

融資額：350 万円

融資金利：2.18%

金銭消費貸借契約日：令和 8 年 1 月 1 日

$350 \text{ 万円} \times 1.20\% (\text{※1}) \times 20 \text{ 年} = 840,000 \text{ 円}$ (千円未満切捨て)

⇒84 万円を一括助成

(※1) 令和 8 年 1 月の融資申込者に適用される独立行政法人住宅金融支援機構の「災害復興住宅融資」の融資金利(※2)です。

(※2) 団体信用生命保険に加入しない場合に適用される金利とします。なお、「災害復興住宅融資」の融資金利は、毎月見直しが行われます。

(問 8) 土砂災害特別警戒区域内の土砂災害危険住宅移転促進事業との併給は可能か。

(答) 併給することができます。

土砂災害特別警戒区域内の土砂災害危険住宅移転促進事業は、移転元の住宅除却費、移転経費、移転先の住宅建設・購入費等にかかった実際の経費に対し補助するものであるため、リバースモーゲージ利子助成事業との補助対象の重複は無く、併給は可能とします。

【自宅再建利子助成事業】

(問1) 申請者と融資を受けた者が違う場合でも申請可能か。

(答) 被災した世帯(申請者世帯)のために建てる家で、融資を受けた者が、申請者の2親等以内の親族であれば申請可能です。

(問2) 土砂災害特別警戒区域内の土砂災害危険住宅移転促進事業との併給は可能か。

(答) 併給することができます。

土砂災害特別警戒区域内の土砂災害危険住宅移転促進事業は、移転元の住宅除却費、移転経費、移転先の住宅建設・購入費等にかかった実際の経費に対し補助するものであるため、自宅再建利子助成事業との補助対象の重複は無く、併給は可能とします。

(問3) がけ地近接等危険住宅移転事業との併給は可能か。

(答) 併給することはできません。

がけ地近接等危険住宅移転事業は「危険住宅に代わる住宅の建設又は購入をするために要する資金を金融機関から借入れた場合において、当該借入金利子に相当する額の経費」を対象経費としていることから、併給は不可とします。

なお、重複チェックは県で行いますが、自宅再建利子助成事業の申請時、申請者ががけ地近接等危険住宅移転事業を申請していないことを確認ください。

(問4) 個人間の借入(親族間の借入等)や消費者金融からの借入は対象となるのか。

(答) 個人間、消費者金融は不可です。あくまで住宅再建のために金融機関(※1)から借入れたものであり、原則として金銭消費貸借契約書の資金使途欄に住宅を建設、購入、補修するために借入を行ったことを明記されたものとします(※2)。

(※1) 金融機関等

- 独立行政法人住宅金融支援機構
- 民間金融機関
- 各種共済組合、その他貸付事業を行う団体

(※2) 例外の取扱いは問6参照。

(問5) 提出を求める金銭消費貸借契約書は法人名義のものでも可能か。

(答) 法人名義のものは不可です。

申請者本人もしくは、申請者の2親等以内の親族名義のものに限ります。

(問6) 金銭消費貸借契約書に住宅を建設、購入するために借入を行ったことを明記されていないが、店舗兼住宅や賃貸住宅を建設、購入し、再建先として入居するために金融機関から融資を受けた場合でも対象となるのか。

(答) 基本は個人が住宅を再建するための住宅ローンを対象と考えていますが、住宅を建設、購入することが、金銭消費貸借契約書で確認できない場合(資金使途が事業資金など)でも、その資金が店舗兼住宅や賃貸住宅を建設、購入するために使用され、再建先として入居していることが確認できた場合には、以下の方法で補助金を算定します。

※ ただし、金銭消費貸借契約書が法人名義のものは不可です。申請者もしくは申請者の2親等以内の親族に限ります。

また、申請時には以下の資料を追加で提出してください。

- ① 建物の居住用に使用する部分の床面積と事業用に使用する部分の床面積を算出した資料
- ② 建物の図面
- ③ 工事請負契約書又は不動産売買契約書
(建物の総面積が記載されているもの)

【補助金算定方法】

居住用に使用する部分の床面積と事業用に使用する部分の床面積を合計し、その合計面積から居住用のみに使用する部分に占める率を算出し、借入額に算出した居住部分に占める率を乗じて補助金を算定します。

※ 居住部分に占める率を算出する際「0.222・・・」など割り切れない場合には、小数点第2位を切り上げるものとします。

※ 共用部分など、居住用、事業用どちらに含めるか判断に迷う場合、その部分は算定上に含めず計算します(以下の事例参照)。

例) 総床面積が100㎡の店舗兼住宅を3,000万円の融資を受けて建設した場合

居住用のみ使用する部分の床面積: 20㎡

事業用のみ使用する部分の床面積: 70㎡

[居住部分に占める率を算出]

$$20\text{㎡ (居住部分)} \div 90\text{㎡ (居住+事業部分)} = 0.222\cdots \\ \doteq 0.23$$

[補助金算定上の借入額]

$$3,000\text{万円} \times 0.23 = 690\text{万円}$$

◆このケースでは借入額を690万円として補助金を算定します。

(問7) 利子助成の利率はいつ時点の貸付利率を採用するのか。

(答) 独立行政法人住宅金融支援機構の「災害復興住宅融資」以外の借入の場合は、金銭消費貸借契約書に記載されている貸付利率と金銭消費貸借契約書締結日時点の独立行政法人住宅金融支援機構の「災害復興住宅融資」の融資金利(団体信用生命保険に加入しない場合に適用される金利)と比較して利率の低い方で計算します。

※ 実際の融資が変動金利の場合、第1回返済時の利率と比較します。

なお、独立行政法人住宅金融支援機構の「災害復興住宅融資」で借入を行っている場合は、以下の利率により計算します。

(団体信用生命保険に加入しない場合)

金銭消費貸借契約書に記載されている貸付利率

(団体信用生命保険に加入している場合)

金銭消費貸借契約書に記載されている貸付利率から、団体信用生命保険に加入しない場合の利率との差分を引いた利率

※ 独立行政法人住宅金融支援機構の「災害復興住宅融資」に限っては本事業のモデルケースとしているため、金銭消費貸借契約書に記載されている貸付利率を基礎として計算します。

(問8) 世帯年収(所得)は被災時点の世帯、再建後の世帯どちらでみるのか。

(答) 被災時の世帯を基準に、その世帯の再建時の状況で判断することとします。詳細は別添資料1を参照ください。

(問9) 収入(所得)要件は具体的にどのように算定するのか。

(答) 世帯の収入が給与収入のみの場合は「収入」、給与収入以外の収入がある場合は「所得」で確認します。

ただし、世帯の収入が給与収入のみの場合でも、所得控除要件に該当する者がいた場合には「所得」で確認します。

具体的な考え方や算定方法については別添資料2を参照ください。

(問10) 非課税である障害年金、遺族年金は収入(所得)として算定するのか。

(答) 収入(所得)として算定しません。

課税所得証明書上確認できない収入(所得)については、収入(所得)として算定しません。

(問 11) 不動産の売却など一時的な収入があった場合も収入(所得)として算定するのか。

(答) 退職所得、譲渡所得、一時所得、雑所得その他の所得のうち一時的な収入(おおむね1年以内の期間ごとに継続的に得る収入でないもの)は除くこととします。

一時的な収入があった場合には、受付担当者が状況を聞き取り、その内容を記録したものを申請書類に添付してください。

※ 公営住宅法施行令第1条第3号の収入の認定の特例の考え方に基づき収入から除くこととしました。

(問 12) 世帯年収は、いつ時点のもので確認するのか。

(答) 再建した住宅に入居した日の属する年の前年の収入を確認します。

(問 13) 課税証明書は、いつ時点のものを添付するのか。

(答) 再建した住宅に入居した日の属する年の前年のものを添付してください。前年の課税所得証明書が取得できない場合は前々年のものがが必要です。

(問 14) 子どもについても課税所得証明書の提出を求めるのか。

(答) 15歳以下の被扶養者については不要とします。

なお、16歳以上の世帯員がいる場合には課税所得証明書を提出してください。

(問 15) 課税所得証明書上、23歳未満の扶養者数が確認できない場合はどのように確認するのか。

(答) 課税所得証明書で年齢の要件を満たす者のうち、以下に該当することが確認できれば被扶養者としてカウントします。

年齢	合計所得金額	給与収入
16歳以上18歳以下	58万円以下	123万円以下
19歳以上23歳未満	85万円以下	150万円以下

(問 16) 住民票上は同じ世帯であるが、再建した住所に実際は入居していない場合はその者も世帯年収(所得)要件の範囲に含めるのか。

(答) 原則、再建した住宅に入居する世帯の住民票で確認します。

ただし、公共料金の領収書等、複数の書類で同居していないことが明らかに確認できる場合には含めないこともできます。

(問 17) 23歳未満の扶養者や控除要件(70歳以上、障害者手帳等の所持の有無)の確認は、いつ時点で確認するのか。

(答) 再建した住宅に入居した日を基準とします。

(問 18) 扶養はどのような書類で確認するのか。

(答) 住民票及び課税証明書で確認します。

※その他、市町村において確認できるものがあればその書類で構いません。

(問 19) 再建した住居に入居した日に生まれていない子は扶養者として取り扱うことはできないのか。

(答) 再建した住居に入居した日に胎児がいたことが確認できれば扶養者として取り扱うこととします。

再建した住居に入居した日に胎児がいたことを確認するため、申請時に再建した住居に入居した日以前に交付された母子手帳の写しを添付してください（申請時に生まれている場合は添付不要です）。

(問 20) 子どもが大学等で県外におり、再建先の住所に入居しない場合にも扶養者として取り扱うことは可能か。

(答) 戸籍謄本、戸籍抄本及び課税所得証明書から申請者の扶養者であることが分かれば扶養者の算定に含めることは可能です。

(問 21) 工事請負契約書や不動産売買契約書などの提出は求めないでいいのか。

(答) 抵当権設定契約書が提出され、その契約書で対象建物に担保が入っていることが分かれば提出は不要です。

ただし、抵当権を設定しない場合や土地に抵当権は設定したが建物に抵当権が設定されていない場合などは、再建先の所在地把握のため工事請負契約書等の提出を求めます。

(問 22) 2つの罹災世帯の世帯員がそれぞれ融資を受け、1つの住宅を再建した場合は、それぞれの世帯で申請が可能か。

(答) 複数の世帯で1つの住宅を再建する場合は、その住宅に対し1回限りとするため、それぞれの世帯で申請はできません。

ただし、1つの住宅を再建するため複数の世帯で、複数の者が融資を受けている場合（申請者の2親等以内の親族に限る）は、それぞれの融資額を合算することは可能です（申請はいずれかの世帯の世帯で行ってもらいます）。

例) 被災した親世帯（融資額300万）、子世帯（融資額700万円）がそれぞれ融資を受けた場合、親世帯又は子世帯のどちらかが申請者となり、1,000万円の融資を受けたこととして申請することは可能です。

(問 23) 要項第 2 条の別表 2 の被扶養者は「子」に限るのか。

(答) 原則、「子」に限ります。

※ なお、以下のような事例も考えられます。

例) 親世帯と子世帯が同一世帯の場合であり、親世帯に被扶養者が 1 人おり、子世帯にも被扶養者が 1 人いた場合にはその世帯の被扶養者は 2 人とします。

ただし、「子」以外の者で実質的にその罹災世帯で扶養している場合など判断できる場合は個別に県地域支え合い支援室にご相談ください。

(問 24) 23 歳未満の被扶養者・所得控除対象者はどこまでの範囲で確認を行うのか。

(答) 収入(所得)額の確認範囲は被災世帯のうち、再建先に入居する者で確認しますが、23 歳未満の被扶養者・所得控除要件対象者の確認範囲については再建時の世帯で確認します。詳細は別添資料 3 をご参照ください。

(問 25) 具体的にどのように利子助成額を算定するのか。

(答) 以下の事例をご参照ください。

[事例 1]

住宅ローンを以下の条件で借入れた場合(「災害復興住宅融資」以外の借入)

融資額 : 1,500 万円

融資金利 : 1.20%

返済期間 : 35 年

金銭消費貸借契約日 : 令和 8 年 1 月 1 日

融資額 : 1,500 万円、利率 : 1.20% (※1)、借入期間 : 35 年に基づき、元利均等返済の利子計算方法により算定します。(上限 100 万円)

利子算定額 : 3,377,034 円 **本事例の利子助成額 : 100 万円**

(※1) 令和 8 年 1 月の融資申込者に適用される独立行政法人住宅金融支援機構の「災害復興住宅融資」の融資金利(※2)です。

(※2) 団体信用生命保険に加入しない場合に適用される金利とします。なお、「災害復興住宅融資」の融資金利は毎月見直しが行われます。

[事例 2]

住宅ローンを以下の条件で借入れた場合

融資額 : 350 万円

融資金利 : 1.20%

返済期間 : 10 年

金銭消費貸借契約日 : 令和 8 年 1 月 1 日

借入額：350万円、利率：1.20%（※1）、借入期間：10年に基づき、元利均等返済の利子計算方法により算定します。

本事例の利子助成額：27.3万円（千円未満切捨て）

（※1）令和8年1月の融資申込者に適用される独立行政法人住宅金融支援機構の「災害復興住宅融資」の融資金利（※2）です。

（※2）団体信用生命保険に加入しない場合に適用される金利とします。なお、「災害復興住宅融資」の融資金利は毎月見直しが行われます。

（問 26）融資の返済方法が年2回返済（いわゆるボーナス払）の場合は、どのように助成額を算定するのか。

（答）借入日の翌月から最終返済月までを借入期間として月払いで算定します。

【民間賃貸住宅入居助成事業】

(問1) 「住宅を賃貸する場合に必要なとなる契約に伴う費用」とは、何を想定しているのか。

(答) 新たに契約を締結する際に必要となる、初期費用(礼金、仲介手数料、家賃債務保証料など)を想定しています。

(問2) 現在入居している賃貸型応急住宅の契約を3者契約から2者契約に切替え、新たに契約締結する場合も対象となるか。

(答) 対象となります。

(問3) 被災時別々の世帯だったものが、同一の民間賃貸住宅に入居する場合、それぞれの世帯が助成の対象となると考えてよいか。

(答) 基本的には、被災時の世帯を対象とすることとしていますが、同一の民間賃貸住宅を再建先とし入居する場合は、1世帯分のみの申請とします。

(問4) 入居した民間賃貸住宅に係る賃貸借契約書の写しとは、元の住宅の2者契約に自動更新条項があればその契約書でよいか。

(答) 不可です。新たな2者契約書が必要です。

民間賃貸住宅入居助成事業は、契約に要する初期費用を助成するものであるため、元の住宅の2者契約に自動更新条項があり、その契約が存続するというのであれば、契約に要する初期費用は発生しないという判断で助成は行いません。

(問5) 入居時に支払った費用についての領収書等が必要か。

(答) 一律助成のため不要です。

(問6) 再建先として高齢者福祉施設等の場合は対象になるのか。

(答) 契約の形態が賃貸借契約の形態をとっていれば対象とします。

※ サービス付き高齢者住宅は賃貸借契約と判断できますが、有料老人ホーム、軽費老人ホーム(ケアハウス)、グループホーム等は、さまざまな形態があり、個別具体的に判断せざるを得ないと思われま。

また、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、老人保健施設などは介護保険における施設サービス提供機関であり、賃貸借契約ではないため対象としません。

(問7) 土砂災害特別警戒区域内の土砂災害危険住宅移転促進事業との併給は可能か。

(答) 「土砂災害危険住宅移転促進事業(以下「砂防課事業」とする)」は、移転元の住宅除却費、移転経費、移転先の住宅建設費・購入費等を補助対象としており、住まい再建支援策の「民間賃貸住宅入居助成事業」と一部同様の経

費を補助対象経費としています。

県砂防課との調整の結果、砂防課事業と住まいの再建支援事業を併用して申請する場合においては、申請者及び市町村において、砂防課事業を交付申請する際に、差し引いて交付申請額を算定するようにしました【別添資料参照「土砂災害危険住宅移転促進事業と住まいの再建支援事業の併用について（砂防課）」】ので、砂防課事業と住まいの再建支援事業を併用して申請する予定の申請者の交付申請につきましては、市町村における両事業の担当部局間で申請状況の情報共有を図っていただくと共に、砂防課事業の申請額の算出につきましては、御留意いただきますようお願いいたします。

【公営住宅入居助成事業】

（問１）「公営住宅に入居する場合に必要な費用」とは、何を想定しているのか。

（答）公営住宅に設置されていないエアコン、ガスコンロ、照明などを想定しています。

（問２）建設型応急住宅の譲渡を受け、当該住宅に継続して入居している・新たに入居した世帯も対象となるのか。

（答）建設型応急住宅には、「必要物品」と想定するエアコン、ガスコンロ、照明などが当初より設置されているため対象となりません。

（問３）被災者生活再建支援法に基づく加算支援金を受給している世帯を除くとしているのはどうしてか。

（答）公営住宅を再建先とした場合、被災者生活再建支援法に基づく加算支援金の対象とはなっていません。そのような世帯を支援する趣旨も含めて開始した制度であるため、他の再建先を理由に加算支援金を受給しているにもかかわらず公営住宅を再建先とした場合は対象外としています。

※ 公営住宅に入居し本助成を受けたのちに再建先を変更した場合に、加算支援金の受給を妨げるものではありません。

（問４）領収書等の支出に係る書類の添付は必要か。

（答）支出に係る書類の添付は不要です。一律１０万円を助成します。

（問５）公営住宅で被災し、目的外使用許可により他の公営住宅に入居したのち、そのまま特定入居に切り替えた場合、又は元あるいは他の公営住宅に入居した場合も対象となるのか。

（答）住まいの再建先を公営住宅としている場合は対象となります。

※目的外使用許可により既存公営住宅に入居（無償で仮設扱い）し、その後、一般入居・特定入居（有償）に切り替えた場合も対象（一部損壊により入居した場合は対象外）

（問６）公営住宅法によらない「地域活性化住宅」等に入居した場合も対象となるのか。

（答）民間賃貸住宅入居助成、加算支援金の対象外であり、エアコン、ガスコンロ等の設置がないなど公営住宅と同等の取扱いである場合は対象となりません。

（問７）土砂災害特別警戒区域内の土砂災害危険住宅移転促進事業との併給は可能か。

（答）併給することができます。

土砂災害特別警戒区域内の土砂災害危険住宅移転促進事業は、移転元の住宅除却費、移転経費、移転先の住宅建設・購入費等にかかった実際の経費に対し補助するものであるため、公営住宅入居助成事業との補助対象の重複は無く、併給は可能とします。

【転居費用助成事業】

(問1) 応急仮設住宅以外からの転居も対象となるのか。

(答) 交付対象者の要件に合致すれば、応急仮設住宅以外の公営住宅や親戚宅等で生活されていた方も対象となります。

(問2) 応急仮設住宅に入らず、被災した住宅から直接再建先へ転居した場合も対象となるか。

(答) 交付対象者の要件に合致すれば、対象となります。

(問3) 公営住宅へ目的外使用許可となっている被災者がそのままの居室で一般入居もしくは特定入居に移行した場合(通常の賃料を支払っている状況)及び、被災住所から当該公営住宅へ転居した場合は助成の対象となるか。

(答) 公営住宅へ目的外使用許可として無償で入居している被災者が、当該居室に一般入居・特定入居となったとしても、転居がないため転居事業の対象とはなりません。

一方、被災住所から直接公営住宅の一般入居・特定入居となった方は、そこで再建となりますので上記問2と同様に転居事業の対象となります。

(問4) 自宅を解体し、敷地内の納屋等で生活した場合、転居費用の対象となるか。

(答) 自宅を解体し再建した場合、解体住居から荷物等に移し保管する費用・労力が発生すると判断するため、転居同等とみなし転居費用の対象とします。

(問5) 中規模半壊以上で被災した自宅を補修した場合、転居対象となるか。

(答) 解体せずとも居住が可能と判断したものとみなし、転居費用の対象とはしていません。

ただし、大規模な補修が必要となり、補修の間、応急仮設住宅に入居していた場合や、自ら借上げて民間賃貸住宅に転居していたことを賃貸借契約書で確認できる場合は対象とします。

また、それ以外でも、補修工事の請負契約書から、床の張替えや水回り(キッチン、浴室等)の工事などを実施したことが確認でき、工事期間中、居住できない状態になると判断される場合(工事費用や工事期間もそれなりにかかるかと推察)や補修工事期間中に家財道具を運び出し運搬業者やレンタル倉庫の領収書などから転居したと判断できる場合等は、転居費用の対象とします。

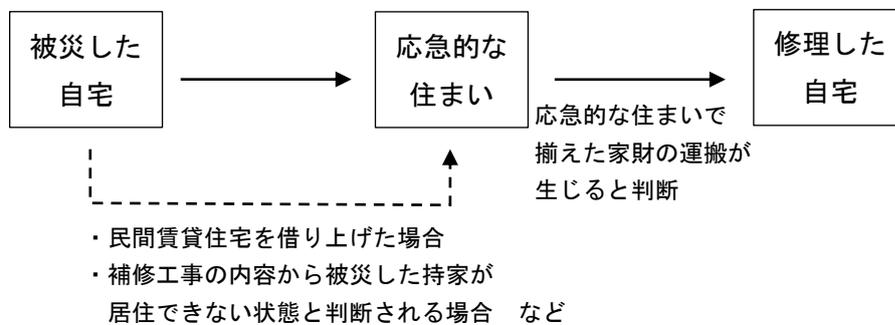
※ 転居とは、家財道具を移転させ、生活の拠点を自宅から別の場所へ移した場合を想定しており、例えば、工事期間中、親戚宅等に居住し、自宅から衣類のみ持ち出すなど、自宅と行き来して生活する状態を転居とはみなしません。

なお、目安としておおよそ1カ月を超える期間の応急的な住まいでの生活を想定しています。

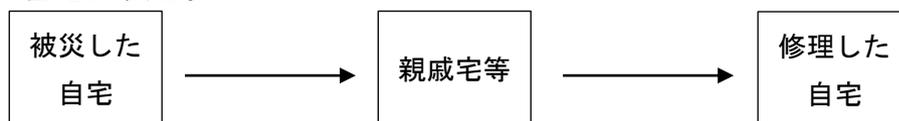
※1カ月を超える期間＝「応急修理期間中に応急仮設住宅が使用できる場合」の国通知から想定

<被災して運搬する家財道具がない世帯の取扱い>

大規模な補修が必要となり補修期間中に民間賃貸住宅を借り上げた場合や、補修工事の請負契約書から補修期間中に居住できない状態にあると判断できる場合等は、生活の拠点が自宅から移ったことで応急的な住まいで揃えた家財の運搬が生じると判断して、転居費用助成の対象とします。



(事例1) 自宅で被災し、補修期間中に親戚宅等で生活し、補修工事完了後、自宅に戻る。



補修工事の内容から被災した持家が居住できない状態であり、生活の拠点が移ったと判断される場合、転居費用助成の対象とする。(※修理した自宅で家財を揃えた場合も転居費用助成の対象とする。)

(事例2) 持家で被災し、補修期間中に1階から2階に避難し、補修工事完了後、1階に戻る。



解体せずとも居住が可能と判断したものとみなし、転居費用の対象としない。

※転居とは、家財道具を移転させ、生活の拠点を自宅から別の場所へ移した場合を想定。

(事例3) 民間賃貸住宅の1階で被災し、補修期間中、一時的に同建物の2階で生活し、補修工事完了後、1階に戻る。



1階の自宅から2階に転居し、生活の拠点が、別の物件に自宅から移ったことが、賃貸借契約書や補修工事の請負契約書により確認できる場合は、転居費用助成の対象とする。(※被災して運搬する家財道具がない場合、仮住まいで揃えた家財の運搬が生じると判断し、転居費用助成の対象とする。)

(事例4) 自己所有の民間賃貸住宅の1階で被災し、補修期間中に同建物の2階で生活し、補修工事完了後、1階に戻る。



自己所有の場合も(事例3)と同様、生活の拠点が移ったことが確認できる場合は、転居費用助成の対象とする。

(問6) 被災時別々の世帯だったものが、同一の応急仮設住宅に入居し、同一の再建先へ転居した場合、それぞれの世帯が転居費用の対象となると考えてよいか。

(答) 基本的には、被災時の世帯を対象とすることになっていますが、同一の応急仮設住宅から同一の再建先へ転居した場合は、一世帯とみなします。

(問7) 在宅被災者の転居確認は、どのように行えばよいのか。

(答) 住民票で確認するか、住民票で確認できない場合、建築確認の検査済証の他、写真等により転居の事実を市町村において確認してください。

(問8) 引っ越しの際の領収書等は必要か。

(答) 一律助成のため不要です。

(問9) 土砂災害特別警戒区域内の土砂災害危険住宅移転促進事業との併給は可能か。

(答) 「土砂災害危険住宅移転促進事業(以下「砂防課事業」とする)」は、移転元の住宅除却費、移転経費、移転先の住宅建設費・購入費等を補助対象としており、住まい再建支援策の「転居費用助成事業」とほぼ同様の経費を補助

対象経費としています。

県砂防課との調整の結果、砂防課事業と住まいの再建支援事業を併用して申請する場合においては、申請者及び市町村において、砂防課事業を交付申請する際に、差し引いて交付申請額を算定するようにしました【別添資料参照】ので、砂防課事業と住まいの再建支援事業を併用して申請する予定の申請者の交付申請につきましては、市町村における両事業の担当部局間で申請状況の情報共有を図っていただくと共に、砂防課事業の申請額の算出につきましては、御留意いただきますようお願いいたします。